

取り扱って差し支えない。

- (1) 令第 23 条第 1 項に規定する輸出された貨物の許可書又はこれに代わる税関の証明書及び前記 8—5(1)に規定する契約書等については、その写しの提出を認める。
- (2) 次に掲げる書類については、特例輸入者等に対して、輸出原材料の輸出実績、加工又は組立の際生ずる副産物の処理状況、輸出原材料の使用実績、後記ロの書類並びに後記ハ及びニに相当する書類を適切に管理することを求めた上で、提出又は提示の省略を認める。
 - イ 前記 8—5(2)に規定する「附属書」(P—7710)
 - ロ 前記 8—5(3)に規定する確認申告書(交付用)及び生地見本等
 - ハ 法第 8 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる製品の減税手続における前記 8—5(5)イ及びロに規定する書類
 - ニ 法第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる製品の減税手続における前記 8—5(6)イ及びロに規定する書類
- (3) 加工組立減税に係る製品の課税価格を計算するために、関税法施行令第 4 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は同令第 4 条の 2 第 1 項第 10 号若しくは第 11 号の規定に基づき、関税法基本通達 7—8 の個別申告書の提出を要する場合には、特例輸入者等に対して、当該製品に係る輸出原材料の価格、往路の運賃及び保険料等を一覧表に適切に記載することを求めた上で、当該一覧表をもって同通達 7—10 に掲げる「課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類その他当該基礎に係る事実関係を証明できる書類」が添付されたものと認める。

第 11 節 特 恵 関 税 等

(特恵関税等を適用する場合の取扱い)

- 8 の 2—1 法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により特恵関税又は特恵関税についての特別の便益(以下この節において「特恵関税等」という。)の適用を受けようとする輸入申告(関税法第 43 条の 3 第 1 項(同法第 62 条の 10 において準用する場合を含む。)又は同法第 62 条の 10 の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)がなされた物品に係るもの又は特例申告貨物に係るものを除く。)又は蔵入申請等(以下この節において「輸入申告等」という。)が行われた場合の取扱いについては、次による。

- (1) 受理審における取扱い

受理担当審査官(以下「受理審」という。)が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。

イ 特恵関税等適用停止の有無の確認

当該輸入申告等に係る物品及び特例申告貨物について、法第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により、特恵関税等の適用停止の有無の確認

ロ 原産地証明書の有無についての確認

当該輸入申告等に係る物品が令第27条第1項ただし書きに規定する物品である場合を除き、同条第1項の規定による原産地証明書（規則別紙様式第1に定める様式のもの。その英文によるものの例は、Certificate of Origin (P—8210)）が添付されているか否か、添付されていない場合には、令第28条ただし書に規定する税関長の承認を受けているか否かについての確認

ハ 添付証明書の有無についての確認

当該輸入申告等に係る物品が令第26条第2項の規定により令別表第1に掲げる国及び地域（以下この節において「特惠受益国」という。）の原産品とみなされる物品（以下本節において「自国関与品」という。）である場合には、令30条第1項に規定する原産地証明書に添付すべき書類（規則別紙様式第2に定める様式のもの（以下本節において「添付証明書」という。）その英文によるものの例は、「Certificate of materials imported from Japan」(P—8220)）が添付されていることの確認

ニ 累積加工・製造証明書の有無についての確認

当該輸入申告等に係る物品が令第26条第3項の規定により特惠受益国の原産品とみなされる物品（以下この節において「累積原産品」という。）である場合には、令第30条第3項において準用する同条第1項及び第2項に規定する原産地証明書に添付すべき書類（規則別紙様式第3に定める様式のもの（以下この節において「累積加工・製造証明書」という。その英文によるものの例は、「Cumulative Working / Processing Certificate」(P—8230)）が添付されていることの確認

ホ 非原産国における積替え等に関する確認

当該輸入申告等に係る物品が令第31条第1項第2号又は第3号に掲げる物品に該当するときは、同条第3項第1号又は第2号に掲げる書類が添付されていること及びその記載事項の確認。この場合において、これらの書類を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるとき、同条第1項第2号又は第3号に該当することを証する書類の提出（これが不可能であるときは、積替地等についての原産地証明書への記載）をもって、これらの書類の提出があったものとして取り扱って差し支えない。

ヘ ろうけつ染めした綿織物に関する確認

当該輸入申告等に係る物品が関税率表第5208.51号から第5208.59号まで、第5209.51号から第5209.59号まで、第5210.51号から第5210.59号まで、第5211.51号から第5211.59号まで、第5212.15号及び第5212.25号に掲げる物品のうち、ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）に該当するものである場合には、原産国の政府又は政府代行機関により証明されていることを証する書類（その英文によるものの例は、「CERTIFICATE IN REGARD TO BATIK CLOTH OF COTTON

(HANDICRAFTS)」(P—8240))が添付されていること及びそれらの記載事項の確認

(2) 郵便物についての取扱い

特恵関税等の適用を受けようとする郵便物についての関税法第76条第1項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記(1)に準ずる。

(原産地認定の基準)

8の2—3 法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地の意義については、令第26条及び規則第8条に規定されているが、これらの規定における用語の意義及び取扱いについては、次による。

(1) これらの規定の適用に当たっては、物品の加工又は製造等に使用される動力、燃料、設備、装置、機械及び工具の原産地は、考慮に入れないものとする。

(2) 規則第8条第6号及び第7号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、次の要件のすべてに該当する船舶をいうものとする。

イ 特恵受益国に登録されていること。

ロ 特恵受益国の国旗を掲げて航行していること。

ハ 特恵受益国、その国民又は当該特恵受益国に本店又は主たる事務所を有する法人が50%以上の持分を有すること。ただし、法人の場合にあつては、当該法人の代表者、役員会の長及びその構成員の過半数が当該特恵受益国の国民であり、かつ、合名会社、合資会社又は有限会社にあつては、その資本の額又は出資の総額の2分の1以上が当該特恵受益国又は当該特恵受益国の公法人若しくは国民により所有されていること。

ニ 船長及び高級船員が、すべて当該特恵受益国の国民で構成されていること。

ホ 船員の75%以上が当該特恵受益国の国民で構成されていること。

(「原産地が明らかであると認めた物品」の取扱い)

8の2—4 令第27条第1項第1号に規定する「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品」の取扱いについては、次による。

(1) 「原産地が明らかであると認めた物品」は、別に事務連絡する物品とすることとし、原産地証明書の提出を省略させるものとする。ただし、特恵関税の適用上特に問題があると認められる場合であつて、後記8の2—4の2の(3)に規定する書類等によつても原産地が認定できない場合には、令第27条第1項第1号に該当しないこととなるので留意する。

(2) なお、自国関与品に係るもの、累積原産品に係るもの及び非原産国を經由して本邦へ向けて運送されたもの(令第31条第3項に規定する書類の提出がある場合を除く。)については、原産地証明書の提出が必要な物品